

柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案

【柔道整復師法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

柔道整復師は、医師の同意がなくとも脱臼又は骨折の患部に応急手当をすることが認められているが、その際に、レントゲン撮影が認められていない。

→ レントゲン撮影により、脱臼又は骨折の患部の状態を確認できるようにする必要がある。

柔道整復師に、施術所において脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合におけるその患部の状態の確認のためのレントゲン撮影を認める。



- ① 撮影部位及び使用装置は、放射線障害のおそれが少ないものに限定
- ② エックス線の照射の記録の作成・保存義務
- ③ 医師との連携の確保

イ 脱臼又は骨折が疑われる者に、医師の診療を求めさせなければならないこと・診療する医師への画像の提供

ロ 連携医師を定めておく義務

<必要な知識・技能の修得>

<u>新たに資格を取得する者</u>	<u>学校・養成施設の科目にレントゲン撮影に係る科目を追加（試験科目にも反映）</u>
<u>既に資格を取得している者</u>	<u>レントゲン撮影に係る講習の受講、修了試験の合格が必要</u>

※罰則

②に違反した者に対する所要の罰則を設ける

柔道整復師によるエックス線検査に関する立法措置（骨子試案）

1 柔道整復師による応急手当のためのエックス線の照射等

- (1) 柔道整復師は、施術所において応急手当をしようとするときは、脱臼又は骨折が疑われる患者のその患部（撮影のためのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める部位にあるものに限る。）に、エックス線の照射（撮影を含み、当該患部へのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定めるエックス線装置によるものに限る。）をすることを業として行うことができる。
- (2) 柔道整復師は、(1)によりエックス線の照射をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その照射に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。
- (3) 柔道整復師は、(1)の患者に、(4)の連携する医師その他の医師による診療を求めさせなければならない。この場合において、(1)によりエックス線の照射をしたときは、その診療をする医師にその画像が提供されるようにしなければならない。
- (4) 施術所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、連携する医師及び病院又は診療所を定めておかななければならない。

2 柔道整復師養成施設において修得すべき知識及び技能

柔道整復師になろうとする者が柔道整復師養成施設において修得すべき知識及び技能の例示に、エックス線撮影技術学、放射線衛生学及び放射線安全管理学を加える。

3 罰則の整備

1 (2)に違反した者に対する所要の罰則を設ける。

4 その他（経過措置関係）

- (1) 既に柔道整復師である者の業務については、従前のおりとし、1 (1)のエックス線の照射に関する講習を受け、修了試験に合格した場合には、1 (1)のエックス線の照射をすることができる。
- (2) 診療放射線技師資格を有する柔道整復師は、(1)の修了試験に合格した者とみなす。